

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.1

| 明示項目   | 明示事項   | 条件及び内容  |
|--------|--|---|
| 工程関係   | <input type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり<br>(別途工事名： )<br><input checked="" type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり<br><input type="checkbox"/> 他機関との協議が未完了<br><input type="checkbox"/> 占用物件との工程調整の必要あり<br><input type="checkbox"/> 余裕期間設定工事<br><br><input type="checkbox"/> その他 ( ) | <input type="checkbox"/> 調整項目 ( <input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整<br><input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 )<br><input checked="" type="checkbox"/> 制限する工種名 ( 全工種 ) 施工時期及び施工時間 ( 8:30 ~ 17:00 )<br><input type="checkbox"/> 施工方法 ( )<br><input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名 ( ) 協議完了見込み時期 ( )<br><input type="checkbox"/> 占用物件名 ( <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他 ( ) )<br><input type="checkbox"/> 発注者指定方式<br>本工事は余裕期間を設定する工事である。本工事の着手日は令和 年 月 日とする。余裕期間は契約締結日から工事着手日の前日までとする。なお、共通仕様書に規定する工期とは、本工事においては余裕期間を含んだ期間を指す。<br><input type="checkbox"/> 任意着手方式<br>本工事は余裕期間を設定する工事である。受注者は、落札決定日の翌日から起算して3日以内に令和 年 月 日 (工事着手期限日)までの期間内で工事着手日を決定し発注機関に通知することとし、本工事の着手日はその日とする。ただし、一度通知した着手日を変更することは認めない。また、休日 (三重県の休日を定める条例第1条に規定する休日)を着手日に設定すること、及び設定した着手日により工期末が休日となる設定は認めない。余裕期間は契約締結日から工事着手日の前日までとする。なお、共通仕様書に規定する工期とは、本工事においては余裕期間を含んだ期間を指す。<br>余裕期間設定工事については以下によるものとする。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業退職金共済制度掛金収納書の提出については、三重県公共工事共通仕様書によらず工事着手日までに提出するものとす</li> <li>・本工事は、余裕期間を設定した工事であり、主任（監理）技術者の配置は工事着手日とする。受注者は、契約時に現場代理人等選任通知書に記載した技術者を工事着手日に配置しなければならない。工事着手日に配置できず、余裕期間設定工事試行要領第7条第1項により技術者の変更が認められない場合は、工事続行不能届を提出しなければならない。</li> </ul> <input type="checkbox"/> その他 ( ) |
| 用地関係   | <input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり<br><input type="checkbox"/> 仮設ヤードの有無<br><br><input type="checkbox"/> その他 ( )   | <input type="checkbox"/> 未処理箇所 ( <input type="checkbox"/> 別添図等 ) <input type="checkbox"/> No. ~No. <input type="checkbox"/> 別途協議 )<br><input type="checkbox"/> 完了見込み時期 ( <input type="checkbox"/> 令和 年 月 曜 ) <input type="checkbox"/> 別途協議 )<br><input type="checkbox"/> 仮設ヤード ( <input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) <input type="checkbox"/> 別途協議 )<br><input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間 ( )<br><input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離 ( L = km )<br><input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法 ( )<br><input type="checkbox"/> その他 ( )   |
| 公害対策関係 | <input type="checkbox"/> 施工方法の制限あり<br><input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり<br><input type="checkbox"/> 漁業関係による調整<br><br><input type="checkbox"/> その他 ( )  | <input type="checkbox"/> 制限項目 ( <input type="checkbox"/> 驚音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他 ( ) )<br><input type="checkbox"/> 施工方法等 ( <input type="checkbox"/> 指定工法名 ( ) ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 )<br><input type="checkbox"/> 施工時期 ( )<br><input type="checkbox"/> 調査項目 ( <input type="checkbox"/> 驚音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定<br><input type="checkbox"/> 地下水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 )<br><input type="checkbox"/> 調査方法 ( <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) <input type="checkbox"/> 別途協議 )<br><input type="checkbox"/> 工事の施工に関して、施工期間（契約時から完成時まで）においては、理由のいかんにかかわらず、内水面漁業協同組合及び組合員等に対して金品の提供は行わないこと。<br><input type="checkbox"/> 内水面漁業協同組合への工事の施工方法や現場管理等の説明は、発注者が行います。なお、発注者のみで説明が困難な場合は発注者に同行すること。<br><input type="checkbox"/> その他 ( )   |

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

亀山市  
令和4年4月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.2

| 明示項目    | 明示事項   | 条件及び内容  |   |
|---------|--|---|---|
| 安全対策関係  | <input checked="" type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり<br><br><input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置 (□ 別添図等 □ その他( ) □ 別途協議 )    | <input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置 (□ 別添図等 □ その他( ) □ 別途協議 )   | <input type="checkbox"/> その他( ) □ 別途協議 )                |
|         |  | <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置( )<br><input type="checkbox"/> 指定路線 (□ 別添図等 □ その他( ) □ 別途協議 )   | <input type="checkbox"/> 指定路線 (□ 別添図等 □ その他( ) □ 別途協議 ) |
|         |  | <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置人員数<br><input type="checkbox"/> 概算人数による算出<br>① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。<br>概算延べ人数：交通誘導警備員 A : 人 B : 人<br>(注：交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。)  | <input type="checkbox"/> その他( ) □ 別途協議 )                |
|         |  | ② 受注者は、工事着手前に配置計画等(配置人員、期間等)を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、隨時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。    |   |
|         |  | ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。<br><input checked="" type="checkbox"/> 積上げによる算出<br>配置人員数(4人) (うち交通誘導警備員A(1人))<br>(注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。)   |   |
|         |  | <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置時間 ( )   |   |
|         |  | <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置期間 ( )   |   |
|         |  | <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員配置の対象工種 ( )   |   |
|         | <input checked="" type="checkbox"/> 近接施設等に対する制限  | <input checked="" type="checkbox"/> 既存施設あり<br>- 近接公共施設 (□ 鉄道 <input checked="" type="checkbox"/> 電気 <input checked="" type="checkbox"/> 電話 □ 水道 □ ガス □ その他( ) )<br>- 近接施設 (□ 擁壁( ) □ ブロック塀( ) □ 家屋( ) □ その他( ) )<br>- 現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 |   |
|         |  | <input type="checkbox"/> 工法制限あり<br>- 制限を受ける工種 ( )<br>- 制限内容 ( )   |   |
|         | <input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり   | <input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置 (□ 別添図等 □ その他( ) □ 別途協議 )   |   |
|         |  | <input type="checkbox"/> 保安要員の配置 (□ 別添図等 □ その他( ) □ 別途協議 )  |   |
|         | <input checked="" type="checkbox"/> 現場での安全確保（自主施工の原則）  | <input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。<br><input checked="" type="checkbox"/> 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。     |   |
|         | <input checked="" type="checkbox"/> 事故速報の提出  | <input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。   |   |
|         | <input type="checkbox"/> その他( )  | <input type="checkbox"/> その他( )   | )   |
| 工事用道路関係 | <input type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり<br><input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり<br><br><input type="checkbox"/> その他( ) | <input type="checkbox"/> 経路及び使用期間の制限内容 (□ 別添図等 □ その他( ) □ 別途協議 )  |   |
|         |  | <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置 (□ 别添図等 □ その他( ) □ 別途協議 )  |   |
|         |  | <input type="checkbox"/> 用地及び構造 (□ 別添図等 □ その他( ) □ 別途協議 )   |   |
|         |  | <input type="checkbox"/> 安全施設 (□ 別添図等 □ その他( ) □ 別途協議 )   |   |
|         | <input type="checkbox"/> その他( )  | <input type="checkbox"/> その他( )   | )   |

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

亀山市  
令和4年4月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.3

| 明示項目          | 明示事項                                     | 条件及び内容  |
|---------------|--|---|
| 仮設備関係         | <input type="checkbox"/> 仮設備の設置条件あり      | <input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件 ( <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 )<br><input type="checkbox"/> 転用あり ( 回 )<br><input type="checkbox"/> 兼用あり ( )<br><input type="checkbox"/> その他 ( )  |
|               | <input type="checkbox"/> 水替工（締切排水工）      | <input type="checkbox"/> 施工条件の指定なし<br><input type="checkbox"/> 施工条件の指定あり<br>① 水替工（締切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。<br>概算延べ水替日数： 日<br>② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、隨時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。<br>③ 水替工（締切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。<br><input type="checkbox"/> その他 ( )  |
|               | <input type="checkbox"/> 仮設物の構造及び施工方法の指定 | <input type="checkbox"/> 構造及び設計条件 ( <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 )<br><input type="checkbox"/> 施工方法 ( )   |
|               | <input type="checkbox"/> その他 ( )         | <input type="checkbox"/> その他 ( )  |
| 建設発生土・産業廃棄物関係 | <input type="checkbox"/> 建設発生土受入地の指定あり   | <input type="checkbox"/> 受入地の条件 ( <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> 運搬距離 (L= km)<br><input type="checkbox"/> 受入料金あり <input type="checkbox"/> 受入料金なし <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他 ( ) )   |
|               | <input type="checkbox"/> 建設発生土受入地未定      | <input type="checkbox"/> 受入地未定につき別途協議する。 ( <input type="checkbox"/> 暫定運搬距離 L= km, <input type="checkbox"/> その他 ( ) )  |
|               | <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり    | <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類 ( <input type="checkbox"/> コン塊 <input type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他 ( ) )<br><input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地 ( <input type="checkbox"/> 再生処分場 ( ) <input type="checkbox"/> 最終処分場 ( ) <input type="checkbox"/> 別添図書<br><input type="checkbox"/> その他 ( )<br>【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合は他の項目 ( ) に記入のこと。】<br><input type="checkbox"/> 処分場の受入条件 ( )<br><input type="checkbox"/> 舗装切断時の排水処理<br>アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。<br><input type="checkbox"/> 舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。 |
|               | <input type="checkbox"/> その他 ( )         | <input type="checkbox"/> その他 ( )  |
|               | <input type="checkbox"/> 工事支障物件あり        | <input type="checkbox"/> 支障物件名 ( <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他 ( ) )<br><input type="checkbox"/> 移設時期 ( <input type="checkbox"/> 令和 年 月 頃 <input type="checkbox"/> 別途協議 )<br><input type="checkbox"/> 防護 ( )   |
|               | <input type="checkbox"/> その他             | <input type="checkbox"/> その他 ( )  |

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

亀山市  
令和4年4月

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.4

| 明示項目   | 明示事項  | 条件及び内容   |
|--|---|--|
| 薬液注入関係   | <input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり   | <input type="checkbox"/> 設計条件( ) 工法区分( ) 材料種類( ) 施工範囲( )<br><input type="checkbox"/> 削孔数量( ) 注入量( ) その他( )   |
|  | <input type="checkbox"/> 提出書類あり<br><input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認<br><input type="checkbox"/> その他( ) | <input type="checkbox"/> 工法関係( ) 材料関係( )<br><input type="checkbox"/> その他( )  |
|  |   |  |
| 再生材使用関係  | <input type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり   | <input type="checkbox"/> 再生材の種類( <input type="checkbox"/> 再生Asコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input type="checkbox"/> 再生クラッシャーラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コン砂 )<br><input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置( <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 )   |
|  | <input type="checkbox"/> 六価クロム溶出試験あり(環境告示第46号溶出試験)  | <input type="checkbox"/> 再生コンクリート砂(1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。)  |
|  | <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく<br>認定製品の使用について  | <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議する。<br>(認定製品の品名: <input type="checkbox"/> 盛土材 <input type="checkbox"/> 埋戻し材 <input type="checkbox"/> サンドクッション材 <input type="checkbox"/> 上層路盤材 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品<br><input type="checkbox"/> グレーチング <input type="checkbox"/> その他( ))<br><input type="checkbox"/> 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。<br>(認定製品の品名: 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板 )   |
|  | <input type="checkbox"/> その他( )   | <input type="checkbox"/> その他( )  |
| その他の工事用機材の保管及び仮置きの必要あり<br>現場発生品あり<br>支給品あり<br>盛土材等工事間流用あり<br>現場環境改善費適用工事<br>その他( ) | <input type="checkbox"/> 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり   | <input type="checkbox"/> 保管場所( ) 期間( ) その他( )  |
|  | <input type="checkbox"/> 現場発生品あり  | <input type="checkbox"/> 品名( ) 数量( ) 保管場所( ) その他( )  |
|  | <input type="checkbox"/> 支給品あり  | <input type="checkbox"/> 品名( ) 数量( ) 引渡場所( )<br>時期(令和 年 月 日) その他( )  |
|  | <input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり  | <input type="checkbox"/> 運搬方法( <input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他( ))<br><input type="checkbox"/> 引渡場所( <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他( ))<br>数量( ) 運搬距離(L= km)  |
|  | <input type="checkbox"/> 現場環境改善費適用工事  | <input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容(率分)( )<br><input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容(積上)( )   |
|  | <input type="checkbox"/> その他( )   | <input type="checkbox"/> その他( )  |
| 適用条件   | <input checked="" type="checkbox"/> 適用条件  | <input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書(令和2年8月版)を適用(部分改定を行った内容も含む(最新改定:令和3年7月))<br><input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル(案)<br><input type="checkbox"/> 契約後のVE提案に関する特記仕様書 令和 年 月 日を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)<br><input type="checkbox"/> 「受発注者間の協議における回答予定期日を明確にする取組」対象工事に係る特記仕様書 令和2年8月1日を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)<br><input type="checkbox"/> 「工事監理連絡会」対象工事に係る特記仕様書 令和2年8月1日を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)<br>※設計図書の照査完了後、実施について監督員と協議すること。<br><input type="checkbox"/> 支援技術者<br>1. 本工事は現場における現場技術業務を〔例示一(公財)三重県建設技術センター〕に委託しているので、その支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検査を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書類(施工体制台帳、計画書、報告書、データ、図面等)の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援技術者は工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。<br>2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。<br>3. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。<br>4. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者:<br><input type="checkbox"/> 電子メールを活用した情報共有における実施要領 令和3年11月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)<br><input type="checkbox"/> デジタル工事写真的小黒板情報電子化に係る特記仕様書 令和3年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) |

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。

明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

亀山市  
令和4年4月

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.5

| 明示項目 | 明示事項 | 条件及び内容  |
|------|------|---|
| 適用条件 |      | <p><input type="checkbox"/> ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 工事における新型コロナウィルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> (土木) 「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る特記仕様書 令和3年10月を適用<br/>(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> (土木) 「月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）」に係る特記仕様書 令和3年10月を適用<br/>(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> (港湾) 「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る特記仕様書 令和3年10月を適用<br/>(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> (港湾) 「月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）」に係る特記仕様書 令和3年10月を適用<br/>(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> (農業農村整備工事) 「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る特記仕様書 令和3年10月を適用<br/>(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> (農業農村整備工事) 「月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）」に係る特記仕様書 令和3年10月を適用<br/>(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> (森林整備保全工事) 「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る特記仕様書 令和3年10月を適用<br/>(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> (森林整備保全工事) 「月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）」に係る特記仕様書 令和3年10月を適用<br/>(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> (漁港漁場関係工事) 「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る特記仕様書 令和3年10月を適用<br/>(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> (漁港漁場関係工事) 「月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）」に係る特記仕様書 令和3年10月を適用<br/>(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> 「快適トイレ設置工事」に係る特記仕様書 令和2年7月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> 「熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書【令和2年7月改定版】」を適用<br/>(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> 「森林整備保全事業等における熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書【令和3年8月6日改定版】」を適用<br/>(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> 「熱中症対策に資する現場管理費率の補正に関する特記仕様書【令和2年8月制定版】」を適用<br/>※「水道施設整備費に係る歩掛表」の間接工事費の工種区分を適用する工事<br/>(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> 「概算数量発注方式（詳細設計未実施の場合）特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事資料 ( )</li> <li>・工事実施計画書 ( )</li> </ul> </p> <p><input type="checkbox"/> 「概算数量発注方式（詳細設計実施済の場合）特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事資料 ( )</li> </ul> </p> <p><input type="checkbox"/> 「ICT活用工事（土工）特記仕様書【発注者指定型】」令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定する施工プロセス ①3次元起工測量（指定） ②3次元設計データ作成（指定） ③ICT建設機械による施工（指定）<br/>④3次元出来形管理等の施工管理 ( ) ⑤3次元データの納品 ( )</li> <li>・ICT建設機械の施工 <input type="checkbox"/> 3次元MCまたは3次元MGブルドーザ <input type="checkbox"/> 3次元MCまたは3次元MGバックホウ</li> </ul> </p> <p><input type="checkbox"/> 「ICT活用工事（土工）特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> 「ICT活用工事（舗装工）特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> 「ICT活用工事（法面工）特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> 「ICT活用工事（地盤改良工）特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> 「ICT活用工事（河川浚渫）特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> 「ICT活用工事（舗装工（修繕工））特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用<br/>(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> |

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。

明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

亀山市  
令和4年4月

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.6

| 明示項目   | 明示事項   | 条件及び内容   |
|--|--|--|
| 適用条件   |  | <input type="checkbox"/> 「ICT活用工事（浚渫工（港湾））特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用<br>(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)<br><input type="checkbox"/> 「ICT活用工事（基礎工（港湾））特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用<br>(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)<br><input type="checkbox"/> 「ICT活用工事（ブロック据付工（港湾））特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用<br>(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)<br><input type="checkbox"/> 「建設現場の遠隔臨場に関するモデル工事 特記仕様書」を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)<br><input type="checkbox"/> 「建設キャリアアップシステム活用モデル工事 追加特記仕様書」を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)<br><input type="checkbox"/> 「追加特記仕様書（基礎工（既製杭工））」を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)<br><input type="checkbox"/> 「防振ゴム等の製造時検査に係る不正に関する追加特記仕様書」を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)<br><input type="checkbox"/> その他 |
| 監督の区分<br>共通仕様書<br>第3編3-1-1-6<br>第6項、第10項<br>に規定する<br>表3-1-1(1)、<br>表3-1-1(2) | <input checked="" type="checkbox"/> 一般監督<br>(ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となつた場合は、全ての工種を重点監督とする。)<br><input type="checkbox"/> 重点監督  | 重点監督の場合 【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】<br><input type="checkbox"/> 全ての工種に適用する。<br><input type="checkbox"/> 対象工種 ( )<br>※これ以外は、一般監督とする。   |
| 入札・契約方式  | <input type="checkbox"/> 入札時VE方式<br><input type="checkbox"/> 契約後VE方式<br><input type="checkbox"/> 設計・施工一括発注方式<br><input type="checkbox"/> プロポーザル方式<br><input type="checkbox"/> 総合評価方式 | <input type="checkbox"/> 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。<br><input type="checkbox"/> 契約後にVE提案を受け付ける。<br><input type="checkbox"/> 細部設計の承認を受けなければならぬ。<br><input type="checkbox"/> 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。  |
| 電子納品   | <input checked="" type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真のみ）<br><input type="checkbox"/> 電子納品対象外   | <input checked="" type="checkbox"/> 工事完成写真是電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。<br>電子媒体の提出部数は、（□ 2部 <input checked="" type="checkbox"/> (1)部）とする。<br><input checked="" type="checkbox"/> 三重県CALS電子納品運用マニュアル（令和3年7月改訂）を適用   |
| 地質調査の<br>電子成果品等  | <input type="checkbox"/> 地盤情報データベースの登録の必要あり  | <input type="checkbox"/> 検定及び登録機関（一般財団法人国土地盤情報センター ( <a href="https://ngic.or.jp/">https://ngic.or.jp/</a> ) )<br><input type="checkbox"/> 検定料金の計上（□ A検定 <input type="checkbox"/> B検定）<br>(注：受注後、これにより難い場合は設計変更の対象とする。)  |
| 産業廃棄物税   | <input type="checkbox"/> 産業廃棄物税  | <input type="checkbox"/> 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。  |
| コリンズ<br>作成・登録  | <input checked="" type="checkbox"/> コリンズ（CORINS）の作成・登録   | <input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ（CORINS）の作成・登録を行うこと。  |
| 建設副産物・建設<br>発生土情報交換シ<br>ステム  | <input type="checkbox"/> 建設副産物情報交換システム<br><input type="checkbox"/> 建設発生土情報交換システム   | <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。<br><input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。   |
| 下請関係<br>下請企業<br>次数制限   | <input checked="" type="checkbox"/> 下請企業の次数制限  | <input checked="" type="checkbox"/> 本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。<br>上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。  |

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

亀山市  
令和4年4月

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.7

| 明示項目               | 明示事項  | 条件及び内容  |
|--------------------|---|---|
| 県内企業使用<br>管内企業優先使用 | <input type="checkbox"/> 県内企業の使用、管内又は隣接管内企業の優先使用                  | <input type="checkbox"/> 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。また、本建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を下請けに選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。  |
| 県内産製品優先使用          | <input checked="" type="checkbox"/> 建設資材の県内産製品優先使用                | <input checked="" type="checkbox"/> 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。<br><input checked="" type="checkbox"/> 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。  |
| 県産木材の利用推進          | <input type="checkbox"/> 県産木材の利用を指定する工種あり                         | <input type="checkbox"/> 次の工種においては、県産木材を利用する。ただし、県産木材が利用できない場合は、監督員と別途協議すること。<br>(工種： <input type="checkbox"/> 工事案内看板（標示板） <input type="checkbox"/> 仮設防護柵工 <input type="checkbox"/> 公園施設工（） <input type="checkbox"/> 植栽支柱工 <input type="checkbox"/> 木製ガードレール<br><input type="checkbox"/> 柵工 <input type="checkbox"/> 筋工 <input type="checkbox"/> 型枠工 <input type="checkbox"/> 視線誘導標 <input type="checkbox"/> 治山ダム工 <input type="checkbox"/> 土留工 <input type="checkbox"/> 伏工（丸太伏工）<br><input type="checkbox"/> 階段工 <input type="checkbox"/> 案内標識 <input type="checkbox"/> その他（））<br><input type="checkbox"/> 上記で指定した工種においては、県産木材の使用が証明できる資料（県産材証明書、納品書等）を監督員に提出しなければならない。<br><input type="checkbox"/> 加圧注入による防腐・防蟻処理の性能区分について、設計図書に明示あり。<br><input type="checkbox"/> 加圧注入による防腐・防蟻処理の性能区分を証明できる品質証明書等を監督員に提出すること。<br><input type="checkbox"/> 木製ガードレールについては、平成10年11月5日付建設省道環発第29号「防護柵設置基準の改定について」及び同関連通達「車両用防護柵性能確認試験方法について」に定められた試験方法により、土木研究センターにて検証し防護柵の性能を満たしたものであることを証明できる品質証明書等を監督員に提出すること。 |
| 不当介入を受けた場合の措置      | <input checked="" type="checkbox"/> 不当介入を受けた場合の措置                 | <input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について<br>(1) 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。<br>(2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。<br>(3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。  |
| 不当要求等を受けた場合の措置     | <input type="checkbox"/> 不当要求等を受けた場合の措置                           | <input type="checkbox"/> 三重県は「建設工事等の受注者への不当要求等防止対策要綱」及び「三重県建設工事等不当要求等防止協議会規約」（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）に基づき、建設工事等の受注者への不当要求等防止に取り組んでいます。受注者又は下請負人等が不当要求等を受けた場合は、受注者から四日市建設事務所副所長兼総務・管理室長（不当要求等防止責任者）に報告様式（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）により、その事実を報告すること。また、受注者又は下請負人等に対する不当要求等の疑いがある行為について相談したい場合は、四日市建設事務所副所長兼総務・管理室長（不当要求等防止責任者）に躊躇なく相談すること。   |
| 工事実態調査             | <input type="checkbox"/> 工事実態調査                                   | <input type="checkbox"/> 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合又は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。  |
| 社会保険等未加入対策         | <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険等未加入対策（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険） | <input checked="" type="checkbox"/> 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。   |
| 特例監理技術者の設置         | <input type="checkbox"/> 特例監理技術者の設置                               | <input type="checkbox"/> 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定（監理技術者（特例監理技術者）の配置）を適用する。なお、配置を行う場合は、追加特記仕様書〔特例監理技術者等の配置〕に示す要件を全て満たさなければならない。（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）   |

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

亀山市  
令和4年4月

## 特記仕様書

### 1. 総 則

1. 本工事は当市の契約規定、三重県公共工事共通仕様書、設計図書並びに監督員の指示に従い、誠意をもって施工を行うこと。
2. 本工事請負者は三重県公共工事共通仕様書、本特記仕様書及び設計図書に従って施工するものであるが、これに明示していない事項でも、施工上当然必要な設備は請負者の責任において行わなければならない。
3. 本工事について請負者は次の工事関係図書を提出すること。  
これらに要する費用は請負者の負担とすること。  
「1」納入図
  - (1) 機器外形図
  - (2) その他、当市が指示するもの
4. 瑕疵担保期間は、2年間とする。
5. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき廃棄物を適正に処分すること。

### 2. 概 要

本工事は、亀山市西町地内に設置されている城跡北部P5（No. 1ポンプ）の取替を行い、引上げたマンホールポンプの簡易洗浄を行う。また、予備ポンプについて分解整備（部品交換）を行うものである。なお、取替を行ったマンホールポンプは市内の指定した場所へ保管する。引上げ、据付時期については監督員の承諾を得て実施するものとする。

### 3. 取 替

- ・城跡北部 P 5 （No. 1ポンプ）取替

N = 1台

0.91m<sup>3</sup>/min × 38.6m、150A、22kW、60Hz、200V

エポキシ樹脂塗装、水中モータポンプ用保護装置

- ・着脱装置は既設流用とする。

#### 4. 分解整備、及び部品交換

・分解整備対象ポンプ： 城跡北部P5（予備ポンプ）  
口径150A 出力22kW 重量930kg  
桂原製作所製 150DSMZF622

- ・ポンプの分解整備を行う。部品交換は、下記の部品の交換を行う。

##### 交換部品

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 浸水検知器             | 1台分 |
| オイルシール            | 1台分 |
| 上部玉軸受             | 1台分 |
| 下部玉軸受             | 1台分 |
| 水中ケーブル（動力用、検知装置用） | 1台分 |
| 軸座金               | 1台分 |
| 軸ナット              | 1台分 |
| インペラボルト           | 1台分 |
| 調整用ガスケット          | 1台分 |
| Oリング              | 1台分 |
| メカニカルシール          | 1台分 |
| インペラ              | 1台分 |
| 吸込カバー             | 1台分 |
| 消耗品及び副資材          | 式   |

- ・モータの整備は、コイルの洗浄を行う。
- ・分解整備完了後、市内の指定の場所へ運搬する。
- ・上記に定めのない事項についての部品交換が必要な場合は、協議すること。

#### 3. その他

- ・ポンプ引上、据付作業時は、交通誘導員を4名配置し作業を行うこと。
- ・マンホール内の作業にあたり、酸素欠乏症等による事故を未然に防ぐため、作業前の安全確認と作業時における事故防止の対応措置を行うこと。
- ・本中継ポンプはすでに供用を開始しており本中継ポンプの維持管理業者と日程調整等を行い管理に支障のないよう努めること。

## 工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- (1) 工事の円滑な施工確保を図る観点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元請事業者をはじめ、下請事業者等の多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 工事等の関係者が「特定警戒都道府県」から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。
- (4) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。

### 設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

#### ＜共通仮設費＞

●労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・

交通費

●現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

<現場管理費>

- 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
  - 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
  - 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費
- ※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。

- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。
- (6) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。  
なお、感染者等であることが判明した場合は、本工事のみならず、受注者が本県と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合がある。